

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、高松市西植田土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中原地区）を行うことについて平成19年7月6日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成19年7月24日から同年8月13日まで縦覧に供する。

平成19年7月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀